平成２５年（フ）第１４１号
愛知県一宮市西大海道字下宮20番地２
破産者　鈴木　一洋
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１００号
徳島県徳島市八万町弐丈51番地の１
破産者　高原　　昭
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５９号
新潟市西区善久1056番地１　ビオトープヒルズエルグラン101号、開始決定時の住所新潟市西区寺尾西５丁目11番20号
破産者　浦澤　明人
１　決定年月日　平成25年７月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６０号
新潟市西区善久1056番地１　ビオトープヒルズエルグラン101号、開始決定時の住所新潟市西区寺尾西５丁目11番20号
破産者　浦澤　恵子
１　決定年月日　平成25年７月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
愛知県一宮市開明字山塚20番地１　レジデンス開明106号
破産者　中島　明代
１　決定年月日　平成25年７月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２号
さいたま市南区大字太田窪1739番地
破産者　星野　金司
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
岡山県津山市上河原116番地５、破産手続開始時の住所岡山県津山市上河原115番地３
破産者　安東　良修
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第６７２号
広島市安佐南区高取北４丁目19番11号、住民票上の住所広島市安佐南区高取南３丁目12番８号
破産者　角川　憲司
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６号
徳島県板野郡板野町大寺字郡頭36番地３
破産者　長谷川隆久
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９号
岐阜県下呂市萩原町跡津429番地１
破産者　梶井　澄夫
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第７０４号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目２番19号
破産者　タシロ機興株式会社
１　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
２　一般調査期日　平成25年９月27日午後１時30分
平成25年７月26日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０８号
長野市大字南長野妻科37番地の20
破産者　早川みち子
１　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
２　一般調査期日　平成25年10月21日午後２時
平成25年７月29日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
島根県益田市遠田町2864番地11、開始決定時の住所島根県益田市駅前町24番８号
破産者　矢次　俊政
１　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
２　一般調査期日　平成25年10月15日午前11時
平成25年７月30日　松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第６５６号
北海道江別市角山427番地の４
破産者　北海道ペレット株式会社
１　破産債権の届出期間　平成25年９月30日まで
２　一般調査期日　平成25年10月31日午後２時30分
平成25年７月29日
札幌地方裁判所民事第４部

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第１０５９号
堺市南区宮山台３丁12番12号、前住所大阪府和泉市光明台２丁目23番６号
破産者　富岡　弘弋
特別調査期日　平成25年９月26日午前10時30分
平成25年７月29日
大阪地方裁判所堺支部破産係

免責審尋期日

平成２５年（フ）第３７５２号
東京都世田谷区喜多見９丁目21―27
破産者　後藤美由起
審尋期日　平成25年９月18日午前11時30分
平成25年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０５６号
東京都渋谷区代官山町18―６
清算株式会社　株式会社デリッツエジャパン
代表清算人　佐々木一成
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２５年（再）第３７号
横浜市港北区新羽町字中町1180番地２号
再生債務者　工立化成株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区九段北４丁目１番５号市ヶ谷法曹ビル803　上田法律事務所　弁護士　上田　智司
平成25年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第３８号
横浜市港北区新羽町字中町1180番地２
再生債務者　コーリツ・モールド株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区九段北４丁目１番５号市ヶ谷法曹ビル803　上田法律事務所　弁護士　上田　智司
平成25年７月26日
東京地方裁判所民事第20部